

機関誌・情報誌購買要求への対応（機関誌の購買名目の金銭要求行為）

必要のない情報誌等が送られてきた場合

（売買契約に基づかないで送付された商品）

保管

～特定商取引に関する法律 第59条～

返送

電話による場合

送られてきた情報誌等は日時と部数等を記録し、担当者を決めて保管・管理する。
（間違っても破棄などしないように注意する）

保管する場合 ①

14日間保管し、その間に送付者が引き取らない場合は、送付者の返還請求権がなくなりますが自由処分することができます。
（ただし、そのまま放置しておくとして送付されたら「なぜ送り返さない」などという言いかけをしなければ、明確な購読拒否と引き取り要求が良い）

保管する場合 ②

購読拒否の明確な意思表示
引き取ってもらいたいという意思表示を通知した場合は、7日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できる。

返送する場合 ①

開封前の返還
開封せずに「受取拒否」を
明記し、返送する

返送する場合 ②

開封後の返還
購読拒否の意思表示を明確
にした上で返送する。

文書による購読拒否の場合は用件のみを簡潔に書き、内容証明郵便や書留等で通知する。

保管する場合の文例

当社は情報誌「〇〇〇〇〇」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、
送付された情報誌を引き取ってください。引取りのない場合は、本通知書発送後7日経
過後に廃棄処分いたします。また、今後も購読する意思のないことを申し添えます。

返送する場合の文例

当社は情報誌「〇〇〇〇〇」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、
送付された情報誌を返送します。また、今後も購読する意思がないので送付しないで
ください。

暴力団

**恐れず法まず
受け入れず**



電話での購読拒否

- ◆ 送付者に直接購読拒否を回答する。
- ◆ 拒否を通知した年月日、相手の氏名、団体、電話番号、会話の内容等を記録しておく。

★（財）長崎県暴力追放運動推進センター

☎（095）825-0893

★長崎県警察本部

☎0120-110874

